地域スポーツ回体等(地域クラブ活動)における登録・大会参加について

令和5年2月 京都府中学校体育連盟

各競技団体・地域クラブ活動(チーム)代表者 様

令和5年度より全国中学校体育大会と近畿中学校総合体育大会に地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)が参加できるようになりました。これに準じて、京都府中学校総合体育大会においても地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)が参加できるようになります。

◆学校の部活動のみに所属している生徒

- → 今までと変更はありません。
- **◆地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)のみに所属している生徒**
 - 大会参加には、所属している団体が京都府中体連に登録している必要があります。
- ◆学校の部活動と地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の両方に所属している生徒
- →大会への参加は、学校の部活動または、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)のどちらか1つから参加できます。
- ※どちらから参加するのかを決める必要があります。
- →どちらから大会に参加するのかを学校の先生や地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の監督は把握しておいてください。

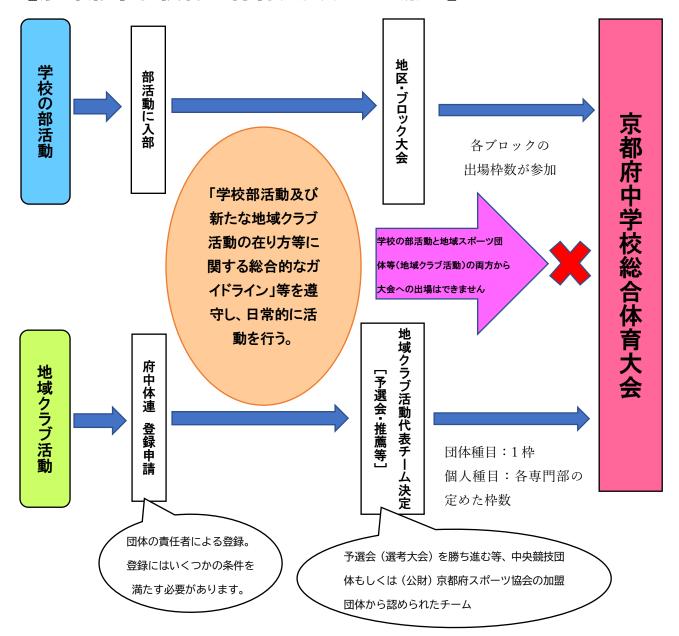
【注意点】

- ■大会に参加を希望する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は、京都府中学校体育連盟に申請し、登録をしている必要があります。(登録にはいくつかの条件があります。)所属している団体の責任者の方は、『令和5年度京都府中学校総合体育大会への地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加資格の特例』や登録申請における(別紙)令和5年度地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)登録チェックリストを御確認ください。
- ■令和5年度は、バスケットボール、卓球(団体)、剣道(団体)については、地域移行モデル地区や、自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等(地域クラブ活動)が参加条件となっています。

【京都府中学校体育連盟に登録するための主な条件】

- ①京都府内の中学校に在籍する中学生である。
 - ※他府県の中学校に在籍している中学生は出場できません。
- ②京都府内で適切に指導が行われている地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)である。
- ③(公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の指導者資格(令和5年度取得見込み)を有する20歳以上の指導者がいる。 ※ただし、現時点では、近畿大会、全国大会については、取得済みであることを条件としている。
- ④「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、暴力・体罰・セクハラ等の防止 に遵守して活動している団体である。
- ※その他にも条件はあります。詳細は京都府中体連のホームページに掲載している「令和5年度京都府中学校総合体育大会への地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加資格の特例について」、登録申請についての「(別紙) 令和5年度地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)登録チェックリスト」で御確認ください。

【京都府中学校総合体育大会までの流れ】



- ※ (公財)日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の競技部細則等を参考にしていますが、相違点に関しては、『令和5年度京都府中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加資格の特例』や登録申請における(別紙)令和5年度地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)登録チェックリストを優先します。
- ※ この特例は、今後も検討を続けていくため、令和 6 年度については、現行の規定を変更することもあります。

《登録までの流れ》

// TET 1984 GA A 1418 1 A 14	
~R5年3月31日まで	当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)京都府スポーツ協会の加盟団体
	に登録済みである。
R5年4月3日~25日	京都府中体連に登録 (様式の提出、認定証写しの提出)
R 5 年度中	(公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の指導資格取得
	※登録申請時は見込みで構わない。